平成２２年（フ）第９３８号
静岡市葵区平和１丁目２番15―301号、住民票上の住所静岡市葵区井宮町８番地
債務者　杉山　好美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６１号
静岡市駿河区敷地１丁目28番25―101号
債務者　八幡　俊行
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０号
静岡市葵区与一１丁目１番８－３号
債務者　瀬川　喜子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７号
静岡県藤枝市青葉町４丁目７番17号　ＭＡＹハウス青葉町201号
債務者　大沼　尋子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２７号
大阪市城東区森之宮２丁目７番716号
債務者　青木　有広
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２号
青森市妙見１丁目５番５号　ディアマークスＢ―202
債務者　木下　鑑孝
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９３号
東京都東大和市南街１丁目23番地の７ふきあん３Ｆ―Ｆ号
債務者　飯田　　哲
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７９４号
東京都東大和市南街１丁目23番地の７ふきあん３Ｆ―Ｆ号
債務者　飯田金星人
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３４号
静岡県磐田市二之宮東13番地２　セジュール飛鳥102
債務者　跡見加代子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３号
岡山県美作市楢原中459番地
債務者　伊東　浩子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月30日午後１時50分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第９７９号
川崎市幸区鹿島田682番地、前住所静岡県浜松市天竜区緑恵台578番地13
債務者　佐藤　邦夫
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
川崎市麻生区上麻生５丁目７番３号
債務者　持田　　響
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
川崎市高津区子母口783番地　子母口プラザハイム３―707
債務者　成田　信枝
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
川崎市幸区南加瀬３丁目28番33―101号　グランデュール、前住所仙台市青葉区折立１丁目４番11号
債務者　溝渕　弘治
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
川崎市川崎区大師駅前２丁目４番１号　西町アパート201
債務者　古川　秀夫
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係